

## 複合機トータルサービス契約書（案）

福山市（以下「甲」という。）と○○（以下「乙」という。）とは、複合機（以下「物件」という。）の使用に係るコピー・プリント料金（以下「コピー・プリント料金」という。）並びに保守及び消耗品等（用紙及びステープル針を除く。以下同じ。）の供給に関して、次のとおり契約を締結する。

### （契約の目的）

第1条 この契約は、乙が甲に対して物件の適切な操作方法を指導するとともに、物件が當時正常な状態で稼動し得るよう保守を行い、また、物件に必要な消耗品等を円滑に供給することを目的とする。

### （物件、設置場所、保守体制等）

第2条 物件、設置場所、保守体制等については、本則に定めるもののほか、仕様書及び別紙のとおりとする。

### （契約期間）

第3条 契約期間は、2026年（令和8年）4月1日から2031年（令和13年）3月31日までとする。ただし、当該期間後に甲が行う物件に関する契約において、物件の設置が2031年（令和13年）4月1日を超過すると見込まれる場合は、甲乙協議の上、同年4月30日までの間において契約期間を延長することができるものとする。

### （コピー・プリント料金）

第4条 コピー・プリント料金は、1枚（A3判までのコピー・プリントは、大きさにかかわらず1枚とする。）当たりカラーコピー・プリント〇〇円（取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む。）及びモノクロコピー・プリント〇〇円（取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む。）とする。

2 前項のコピー・プリント料金は、機器（オプション等を含む。）の使用料、運搬料、設置料、設定料、操作方法指導料、メンテナンス料、消耗品料、その他物件の使用に必要な費用（電気使用料、FAX機能使用に伴う電話線に係る費用及び通信料並びに用紙及びステープル針に係る費用を除く。）に加え、物件の撤去の際に必要な費用も全て含むものとする。

### （コピー・プリント料金の請求）

第5条 乙は、毎月末において、甲の係員の確認を受けてコピー・プリント枚数を算出し、コピー・プリント料金を甲に対して請求するものとする。

(コピー・プリント料金の支払)

第6条 甲は、乙から前条の規定による適法な請求があった日から30日以内にコピー・プリント料金を支払わなければならない。

(物件の保守)

第7条 乙は、甲が當時正常な状態で物件を利用できるように、調整点検を行わなければならない。

2 物件が故障した場合には、甲の請求により乙は直ちに係員を派遣して修理に着手し、正常な状態に回復しなければならない。

3 乙の作業の実施は、原則として乙の所定の営業時間内に行うものとする。

(消耗品等の供給)

第8条 ドラム及び現像剤は、乙の点検又は甲の通知に基づきコピー・プリントの質維持のため必要と認めたときは、乙は、これを取り替えるものとする。

2 その他の消耗品については、乙の点検若しくは指定する者の巡回又は甲の申出により予備手持量の不足を知ったときは、乙は当該消耗品を供給するものとする。

(物件の所有権等)

第9条 物件の所有権は、乙に属し、甲は善良なる管理者の注意義務を持って使用し、管理しなければならない。

2 甲の故意又は重大な過失によって物件が損害を受けた場合は、乙は、甲に対してその賠償を請求することができる。

(物件の損害)

第10条 乙は、物件に対して契約期間中継続して乙を被保険者とする動産総合保険に加入し、その費用を負担するものとする。

2 動産総合保険約款に基づく保険事故が発生したときは、甲は直ちにその旨を乙に通知するものとする。

3 甲は、保険事故により保険会社から乙に支払われた保険金の限度内において、乙に対する賠償金の支払義務を免れるものとする。

(消耗品等の所有権)

第11条 消耗品等の所有権は、乙に属し、甲はそれを善良なる管理者の注意義務を持って使用し、管理しなければならない。

(物件又は設置場所の変更)

第12条 甲及び乙の協議により、甲の機構改正、設置場所の使用状況等に応じて、設置場所の変更又は同一条件での機種の変更及び台数の増減ができるものとする。この場合、物件の移動、設置又は保管は、乙が実施するものとする。

(秘密の保持)

第13条 乙は、保守の実施に当たって知り得た甲の業務上の秘密を第三者に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。

(甲の解除権)

第14条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 乙の責めに帰すべき事由により、現在使用している物件の利用可能な期限までに物件を使用可能な状態にする見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 前号のほか、この契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないとき。

2 甲は、前項の規定により契約が解除された場合においては、これによる相手方の損害について、賠償の責めを負わない。

第15条 甲は、本契約に関し、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 乙が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令（以下この号及び次項において単に「排除措置命令」という。）を受け、当該排除措置命令が確定したとき。
  - (2) 乙が、独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令（以下この号及び次項において単に「納付命令」という。）を受け、当該納付命令が確定したとき。
  - (3) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑に処せられたとき。
- 2 甲は、排除措置命令又は納付命令が乙でない者に対して行われた場合であって、これらの命令において、この契約に関し乙の独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされ、これらの命令が確定したとき（前項第1号及び第2号に規定する確定したときをいう。）は、この契約を解除することができる。
- 3 前条第2項の規定は、前2項の規定により契約を解除した場合について準用する。

第16条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる

できる。

- (1) 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時業務の委託契約を締結する事務所をいう。）を代表する者をいう。以下同じ。）が、集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織（以下「暴力団」という。）の関係者（以下「暴力団関係者」という。）であると認められるとき。
- (2) 役員等が、暴力団、暴力団関係者、暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等又は暴力団若しくは暴力団関係者と非難されるべき関係を有していると認められる法人若しくは組合等を利用するなどしていると認められるとき。
- (3) 役員等が、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (4) 前3号のほか、役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (5) 受注者の経営に暴力団関係者の実質的な関与があると認められるとき。

2 第14条第2項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合について準用する。

（乙の解除権）

第17条 乙は、甲が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 仕様書又は本契約を変更したため、当初の想定枚数が3分の2以上減少したとき。
  - (2) 甲が契約に違反し、その違反によって契約の実施が不可能となったとき。
- 2 乙は、前項の規定により契約が解除された場合においては、これによる相手方の損害について、賠償の責めを負わない。

（残存消耗品の返還及び契約終了時等の対応）

第18条 第3条及び前条の規定により、この契約が終了し、又は解除された場合、甲は、残存する消耗品を速やかに乙に返還しなければならない。

2 乙は、契約終了後の物件の返還時に物件の記録媒体に残っている電子情報が漏洩しないよう電磁的記録を完全に消去し、又は記録媒体を物理的に破壊し、その結果

を甲に報告しなければならない。

(管轄裁判所)

第19条 この契約について訴訟等が生じたときは、甲の所在地の管轄裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(その他)

第20条 この契約に定めのない事項又はこの契約の履行につき疑義が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

2026年（令和8年）月日

甲 福山市東桜町3番5号  
福山市  
福山市長 枝 広 直 幹 印

乙